

羽源記

卷一

K 2074
Si
I



2
3
4
5



羽
源
記

卷

二一



7491

K 209.4
Sj 1

印

集

卷

一

二

羽源記 卷之第一 目錄



412
155
10

- 一 山形義晃家譜之事
- 一 義晃武者修行之事
- 一 山名一叶軒行錄是臺灣敵討之事
- 一 叶勅兩主起兵事
- 一 義守乞病氣充實方牛將之事
- 一 古屋之移之事
- 一 義守公招考元兩寺詩論之事

一月心法師說法之事

羽源記卷之第一

山形義晃家譜之事

竊よ人間五十年蝶夢の榮衰と觀まれば只一睡の具
中に蠅蜘蛛と覗へは杳々蠅蜘蛛ととくんとす人又雀
を觀ふ間よ無常の殺鬼人と捕らひて後とうて
見ぬ是へ欲界の常リテ而率う言を賢見をも
爰よ本朝人皇一百七代正親町院の御宇よ當る征夷
將軍義輝公の御時東海道出羽の國司とハ最上

山形出羽守義晃と申け。遠く先祖と尋ねて清和の支流足利尾張守高経の弟斯波伊豫守家義の子按察使將軍修理大夫義類の裔孫なり。後光嚴院の持宇延文元丙午歳八月六日將軍尊氏公より義類と出羽の國司に任せられ山形に入部して山徒を鎮め成敗を司る。寛二十四年庚辰元己未歳六月八日逝去し。絶法名光明峯寺と号す丈丈義晃近ハ無聲絶八代より然アニ時移り運衰へて國守催促ゝ隨分を領地分僅は山形中館の守護となり天の時を待ち地の利を

傳へ承祿四年酉歳三月中旬義晃生年十三歳の時父出羽守義守公と伴ひ高湯とよ山里大湯治へ詣りあり。這山の侍老の説によ鹿狩齋村松山をまじりて晚よ乃へて帰り主從共草卧する時節を近邊の落葉共見す。數百人會合して夜半山義守の旅宿へ投焉を以て明と投入れ喚き叫びてゆけ入る近習のせんより強盗共知らず敵寧をもとめ得う箭を矢取散々に行き射す。中ノ義晃は盜賊二人よ手と負ひて倒す。大勢の後一廻其牛の様

深く覺敷無澤大膳と了翁がアサヒ西にて川綱
盜人ハ大刀の者とて義晃と捕り折く首と擰りとせ
一時下より組ひと等々九寸五分の小脇差とて二刀
刺一筋と而と刎追一頭と擅ましよ左ちより盜賊數
多羅金兵一と郎等共かて出で追捕ひナリ父義守公
限りて山海と毒ひ翌日代々家家傳ひ貞草のち刀と取
し此刀ハ某十六歳の時横下山とて巻きとどく其場にて
譲り得るを刀なり今度義晃に勧め袖陣等す
「此」の傳承はとて手傳の源流ありけり

義晃或者修行ノ事

義守と義晃ハ相伴ひ山形へ帰城 ゆひやかと其後
義晃が晝夜障ふと武藝軍事の傍ら瘦食とおき
おひ一程立つて、當時出頭の聲一喝けと、越後の長
尾義信が「世上知れども名将を理ふ。幼少の
時より武者修行との樹今日車國牛の在處」といふ
聞かれて、「ひひ」又津波の人にやうと考へて其天
下なるとおひて種々の文書を愚するハ一ノ内に相成

小田幸北條氏彦の祖父平野重元。昔年体勢の弱くて僅の
人をもて、友達四五人頗る禮が如く生きて或は修行よ
思立園主より西上杉と追拂ひ今時ハ伊豆相模よ
限より關八州の統流とするより安らかまざる
に心地ハ義光幼少の間忍へのひきや父義守公
の節儉乞り身近から子供の人々に三入と被仰給
者も或は修行する。夜の間も起ひ立つて人
更に萬歳ナリ乳娘の侍従の間幸寧一と被名して
號を冠す。書生の筆跡を尋ねて見ゆす。其のよ

吾縣清和の流す津さ馬の家と生母慈父の恩澤を
蒙る。予人既ニハ上國の春秋と爲さず、武勇の徳と
施せん。徒よ先祖の跡と汚ひ奉歎せざるを飽な
す。依之天童街道の難大石田より庄内より北陸道
を經て諸國行脚し名所古跡場所見物。人間の
運歩地形の険難と計り見ゆる。為甚。七年の旅
もすく。と有してか。義光並て中諏山王権
現へ。お警。而て曰我成長にて家名の譽と。幸
喜。也。信たゞく。十七日の夕。奇陽の不思議と視せし

左方ノ事、其家逝世の身と云ふ、承難古御輪廻の苦域と無く此ニの望よ可也。十二月廿八日
ノ正月五日より祈誓ありて、曉の非夢、幻々空衣の上脇両面の廊下に立せられて、云汝四十二年の後
大吉ナリ成ノ名不報先少の徳先は年の中意、掌社司
可攀廟靈と云依之清、獨見下社司と云、
物社の祠、祠黒の神にて渡せり。先水の廟と
則並頼將軍の御靈所と云、と氣是也。而
けり秋義守ひよ。正教は威儀也。書置と見えりて

サトウ義定、之を御す。七十老矣、ノハ子孫の
後是難期とソレハシテの為、其の為、後祖おるが
ハタチは我が門出の税ヒヨ一門の銘ハア廻文とキ
西所ノ宮成就院と請。一中館山生源の法事と安
鎮鬼家の法樂と捧。ナ羽黑ノ日よ甚かに等まき輔神
主神宣言、不滅也。草木神樂、主神宣言、上法樂
の能と歌。六之序、神樂と清め奉。其の支え
新山寺清音と清めて、諸神主神社進行僧衆
社人方、為施物、総千足、青銅千貫、墨朱千俵、米

布施國中西窮の施行賢空の善根は宛行せ其儀
式遍了普戒日大王の恒河沙の塵まで五天王の聖
者達と供養被感一ト野哉トアリテムシテ
後ハ家老の其外の士人等、密ニ詣する者有
テ下礼送の御事、一粒の米一粒の金銀、為事
用野哉トアリテムシテ行焉を無名の神變佛布
施ノ國へ貢と仰ゆる事無く其事也

儀子曰く、お續ぎて生前の事も持ちゆるは
只善悪が過ちの業因となりてかくして財
産を施してから積善の餘慶を持てんが故と是
かう考へ、列馬邊の家訓よ云、積金以遺=子
孫、子孫未必能護、積善以遺=子孫、子孫未必能護、
積善寔冥々中以不如成ナ存長久之計也、莊子ニ曰
為不善乎幽間之中鬼得而誅之明乎人明乎鬼
然而後能獨行也、孫の黒毛もこそ善事とい被
成もしくいきば又物の被事なし、たゞの深也

ゆくと又皆感したる然て中館の山王権現
と申すよりは靈験もあらず堂宇故も世に傳わ
けむハ理りニ當也義守も代徳の法子法神
まことへ一坐は人臣を代護奉祀院天文十
五丙午歲ニ義守ハ誕生シテ出生ノ日より山王権
現の宮の上より情虛空より降り虚空と七日間
りしとや往々語り侍一其故が年
天文十四年の秋真言法師何某院開基と云ふ事
誕生の祈願して百日の年祭利夜叉の祕法施行

是の年九月十五日に満月の曉靈夢有あるよ今この
中館山王宮の傍壁にて坐し年と駒乃
壁の音より怪しくあり見上にそれハ玉の響とかき
て墨の額黒板ハ夜叉神軍四月と書てたゞが充あ
年ノ祈の師弟の是ハ何の神の法興朱壁をな
まかと大音より立あらが事中といふ者あれば
曩祖鎮守神の傳承並御家名を失りて改
教より義守等ノ祈誓も失く奉行乃
天正通じ遣地の地より神を上ひ更と得す

して御室山より東階を下りて見事に御刻
文跡と号す時もまことに行の師忽ち諸般威儀を
しゆばる多き室城はさむ林立してその義
守節の行次にて中館の神は年舊せられ
道主を結願の卷敷を持ひて情を憐り限
り其後より夜々は黙想の書夢たり一日の寝
未の上脇も身をうち無とおもて守護し夥ましく
聖衆頬附一管絃音楽の極見之萬時一夜又の如
き三面八臂の猛神共軍備と奉りしにう奉附

近侍前よりの上脇も房達と始めて魚肉五辛の類と食せ
す常て沈香伽羅油清香の匂童子精進か持達經唱
讚持偏至道心の精進と云はば出産前より
脚殿と別て送ては新造と極まるといへ天狗の様也
事なればとも清懷胎よりハ終より母の景とし
事なればとも空地より此時も出訪する者多く其丈
の可笑事と見えど昔唐子徳公とよ道人了哉山
お祝意の無化と在るより墨相引くとよ本物也

彦神天皇を神功皇后の内腹に宿さず時種
の黒鴟ありて畢一と之韓まで退治す

今せよ武廟七事と祖う爲之尊八協大義是誰と
かまくらうば如何様も叶若君もは誕生の後並
頼ふりかく法守存の將軍とくとくすすむをも
私語会ひたりはるの女房をす精進信の砌とて彼
守護のち物神も折え又えどもやすゑし義光
の爲くと其器量武將と謂へて世の談よ山と抜き
鼎を揚げ力無くば千里の も又難得としと前言

後語ニ荷合せし實至無報の跡と可通人なり

山名一軒行錄卷第他教討之事

義光は大正由よりなるべく相里町に清て北陸道と通
清玉行脚一とひけたるは義光が法ゆよ山名一軒行
と聞之一の軍御ハ張良が私書を傳く謀範まで堅固
にて孔明が才智を得て君を敬ひ士と和一下を堅
ひと以て文武の師範と定め先祖諸代の諸生と等
其名を冠めよと利將軍義滿の所時明德三

年、報達一車内野金錢と減じた。山若陸奥守
の舍弟因上経承八代の高孫とぞ、上野を義敷
、將軍に御陣中の西門大官まで付死して後子孫西
國に隠没して豊前國の西間より文久數世を経て一叶よ
至て農業を以て國圓充山の家臣となり天性豪
勇にして兵部と號し九州四半の街は無能撃を
退いて生毛國三馬田の城主として本溝にま義、苗流尼子
情久と仕て尼子家を仕て鉄炮の師範たり其頃晴久
中玉十石の槍柄と相ひて然るゝ録合毛将軍よ

執権因幡守大江、彦元の後胤毛利元就と號之、永錄
年中、彼の時一叶山中鹿之助と号ひ方丈御切を顯す
一叶が尼子の軍利あらず敗ての後、殘余の士衆
く毛利家に降り一叶、二君と仕ふと恥びて名を失
てみ跡を隱して出家遁世を計とす、禪室をつて諸
山の明節より、廢す月日居士と改名して中主と號を被
せよ下る所、因姓喜吽井とよばれ、則一叶、徒
弟も亦當初尼子亡却の後一叶の隠遁をすまを悔
矣、堪へず遂に跡を棄て播州尼崎の僧村をも

至一達して武者修行とて華國ニ越々相州面白
の樂郎堂上通夜もる而北洋家の人々事也無
トノ者生年十七才其儀強烈主従也沙人真良
の仇を待居て之身不審ニ見候せば一叶由来と
聞す事也無別條為篇輕よ詔侍もと參く喜群
僕と陰所上招きて汝主人の容子を見候に肉に
思あらんや若敵とする人しやりと左より
幼弱無能無力を含せて失望を遣せり
我等ハ筑紫方の者として更ニ當事と知音乍
然

ハ明かた語りゆことひよび僕弟も主人の父ハ菊池鐵
部と卒筑紫人として侍へ天正の乱の後當國
下北條子はて病死一其家督多情うみと根
津刑部トリ者公儀と妨げて子息無一胞母妹
を浪卒の方とす此怨を報せんともし時古
す然事に刑部明日安と号ひる由風
傳メ御故相待すり也是より准ハ大勢は方
ハ只二人當時難く在れども連すと辛口討死
仕立てとあるすけス事は唐宋の庭鳴呼

志深清酒の本と捨
難く四八歳率人と承り同國生會の獎は
考一て諸候トテ了事即一時上告ガセ
一年中一サニシ事地ハ我等四友たゞモト
亦不外事四人祥令セナ。四日この刻
うに刑部上下三十錘人の傍まで年賀一ナ
焉地遠間と望スホト一時袖と松ノ子御
寶前より三歩馳せ、幕外下向と傳奉る刑部
何を以て過ぐ哉萬池逃テ、と詞を識る故

左知行馬上一錘を執て向其也近侍之歩
行沙錘人等二、三人入部見て又と会ひ刑部
之又錘鑑の達者也、萬池御もあれ、危く見え
事多有一時走り、刑部を右脇渡す
胸牛一歩で切込け事よ脇倒立と見と馬
引行處にて萬池ニ前と降らせ、事解被
七八人討捕、ナリ事よ事時斗の戰士死人十人
與ナ三人が、之多事よ殊の事也、ハ左界坐下
却手を拂ひ、其數のナ一逃走を以て逃

僅存四部一付死一付此其前也又と供養
せんう為て是の物を乞ふて少額の金を池と附
けた因付とし之の上に是の池の縁を有すと云ひ
是がて沙人六度の了て藤澤の宿と遇て行脚の
と済て脇杖と旅籠とすれども此程は今
年十八歳の春仲多境一区の為思へて旅行
多いが此西より通じる所と云ひて是の間は
古戰場の跡あとを残す所と云ひて是の所と云ひ
ての草原の風討園中と云ふ其處を波汰一付

何卒此草上相見之て便々ハ促者トナリ車坐下
シテヤ馬ノシテ黒ノシテ此の内松崎と對面シテ
お達ラリ若宮の内松上宿と稱す頃朝雲生て君臣の契
約と有りゆきする喜び「日向之子多め」手底にま
瘡之す苦痛一付ハ湯治立人として所假
聖年是上、失くする一件を了付得事と上下七八
頃の取引金澤にて船主の舟行御
一付満月と逆行一付上総下總より越えて吉水東

古戰場稱鳴是
洲。明神代桂木水戶大介、竹子の御室と說
うて今の方の國神丸井一郎、相應之神と曰ひ
おれ。御室は御室の國を入つたと傳へ。四時
流聲を天皇御代ハ源氏の金津の御代と傳
出御代の御代を天皇御代の御代と傳へ。御代
御代の御代を天皇御代の御代と傳へ。御代
御代の御代を天皇御代の御代と傳へ。御代
御代の御代を天皇御代の御代と傳へ。御代

御代の御代を天皇御代の御代と傳へ。御代
ハ武列忍元の御代と傳へ。御代の御代と傳
りて後世御代と傳へ。一郎御代の御代と傳
御代の御代と傳へ。大佐清下の御代と傳
一郎御代の御代と傳へ。

古戰場主起兵事

御代の御代を天皇御代の御代と傳へ。御代
御代の御代を天皇御代の御代と傳へ。御代

協「事成ナリ。」
父地の城百十郎とは極く近い。無事出陣の後
家康より御寧使。諸國行脚の後とて、一月餘り、高
將軍を奉らずかと宣うるを憚りて、關東北条の
家と争ひ、間もなく庶流には入となつた。所は墨
淺翁にて年余ア及ぶ。越後守と號す。八萬石
のは守相朝堂にて大約計議一時。若原ノ御薦
無く、又は其の後也。或は元年正月に旅を揚
け、うるは河津のち近江を、或は近江をうちとせし

是ハ「御寧使」也。鬼角の所會舞と云ふ。一叶。主な
て本様箇所と御する人の病。年々の疫
と疫せぬ。而して善く候はばせぬ。計策と云
諸士は、年一回、御寧使の如く、而今せらる
便と申す。而して、一年前より、御寧使の如く、機縫
宣へ御寧使の如く、年へ過る。肝要ぞ。——
は、度々アリセム。

誰あつて、百年の齡を持つ重元。権現一日の夢と死と觀
まれ、千年のやへ大守尋常公天正十八歳の三月の半
吸薙年方相伴ひ事ひキ清少の日々如珠(さて)珠
の御内侍に達西(たつざい)の御内侍(みやこ)の水(みず)を送(おもせ)
あすか御内侍の御内侍の水と書(か)ひて御内侍(みやこ)の御内侍
の御内侍(みやこ)の御内侍の水と書(か)ひて御内侍(みやこ)の御内侍
の御内侍(みやこ)の御内侍の水と書(か)ひて御内侍(みやこ)の御内侍
の御内侍(みやこ)の御内侍の水と書(か)ひて御内侍(みやこ)の御内侍
の御内侍(みやこ)の御内侍の水と書(か)ひて御内侍(みやこ)の御内侍

蒙古文書

卷之三

ト諸事にて西山源氏へ参り奉る。其事は也
此より興味甚だ。人へ思ひます。又の日行成
其寺へ出で、源氏へおまかせ。此事とまちて教へ
至る。源氏は、源氏の事とまちて、此事成實方
在院に詣ひて、源氏の事とまちて、源氏の事と
以て行成の事とおもふ。と行成がおおむきに
冠を着て一髪搔き合せ色をも換へ。これは如何

あひ故に私達はやむとて此の間をば
うそつかりておもむかずすが、之より事成
したる所迄せられて實方とハ義理を失ふれど
陸奥守はさへ毛だらけ然るは則一無事に退
り候る事無く、記録上記の如く退居されど
之にて既て即今の大勢の様子覽る所、蓋し、大廟
神を祠、是を大和と呼ぶ。守護の主は、其の後
御内侍御少將と號す。御内侍御少將の御内侍御
詩聯句の有應の御終夜松明と號す。靈廟

其室日久也一署刻之久地而打卧

同上卷之十一

或有士人以爲不可。一連夜的中，尋找着生處。
東方朔薩摩人，在這長安，因爲子成大內之御地。
之子，是西漢時人。

實を在生の寺歸後也と勧めて今一法量
蓋の説を養ひてつられて侍候すまへ東方
有とて島上の是蓋の事より少くすまへ
あらばくは海が空の明神の皆とて其の事
様あれども常人所の物と陸地と山に
も生物の事なるよけり故に是は山か
陸か故に一圓をとすが事はかう一圓ニ
國トテ一圓をとす事は事はかう一圓ニ
う古風すれど平て大圓をめぐらむは爲
事はかう一圓をとす事は事はかう一圓ニ

ウ前よ古まで片枝枝彌七八尚狂枝葉 てあ
一々今ハ其本枝葉を幹と根と枝葉とて生る
うづくね脚羽の本本が倒す時之處萬葉
文今ハ往古の形えみてニヤ枝枝互に生る

御書院御書院御書院御書院御書院御書院

御守義守公考はるはる御御多力保宣、行矣殿
経正四年五月十九日、年三十歳にて逝去。一の法
名高林寺主。一龍門寺の禪院主葬りたる

此門を以て和様士人まで其の事不取其後中
之ちの中ハ國田地主の清徒奥州仙臺の詩と故
れ詞經燒香の勤めに於ニハ之は世間並被る其處
所之明寺人して才すと云ひて國府幕府別
居と好く寳満山立等満山の定住前後と論じけり
草引歌人元洋義の上山者一叶新嘆可年合大業
伏せられあきら一叶ハ字文勝者と爲て牛と爲て列と
定め候ふ是はオーナ能手ニ傳焉オニ禪井澤
お方玉時寧方ち日御碕第十一日オハ西雲山伏牛

ナリ其所以ハ古吉原新禪の云々也又那固ナリ
米ナシナシ日かに其の手の清徒の事と云ひて其の事と云
て其の侍、洋志日通等、日和の新坐なるが
位次如其一向少佐、妻帶子、在室等一也
故清徒のトキナキ事ナリ斯ムテ多聞の如也
職至秋に詔は直年内の俗流勅使年内の詔
り又論語の俗流は勅使として下さる事又其事
きて觀る事又論語の文言、體實行の諸論今題す

宿心事より出づる文の臣位とあら里ハ又其次第ト一叶
才智を以て扱ひ通じれバ諸事其理上順へ也中里
ナリム通御事無事傳法事無事行ひテ是故に中里
アレルシハ天主五事傳ニシテハ大帝の事は於て中里
ノミ武神と信ヒテ諸經と用ひ放ツトニシテハ中里
治事又論古文等の傳承を以て今まも中里日
新事の中日蓮と淨心傳を以て中里也中里
ノミ朱え等の傳承を以て中里也中里也中里
津ちり止傳等の傳承を以て中里也中里也中里
津ちり止傳等の傳承を以て中里也中里也中里

部中の之部の姫と曰ひて餘經用事中里一也ラバ
則ニ御経ハ精大乘トニテ一切經の互たゞ如比用事
經ハヨリ津志法華と御傳トニテ又觀音等義經
ノミ津志九品と合ツテ下品ノミ津志九品と合ツ
者下品中生等と御傳トニテ稱名十念の如ハ中品
ノミ津志九品と合ツテ下品ノミ津志九品と合ツ
極樂院等の時事往復トニテ中品ノミ津志九品
ガヨリ津志九品と合ツテ法衣と著テ佛戒破
ガヨリ津志九品と合ツテ法衣と著テ佛戒破

軍陣の狀と云ふべし又山伏は世人に屬す信金と
かくす本不審なり一畔當てほん不審もクニシム三郭
経法華經持教主と云ふ者得一代の経文
ナシテ也大才の元祖の振機と被る一派へなまづが大才
持教主の雖有此の後行はれ法華經持教主と號して見ゆた
皆宗圓の教をうしなむが如きが信生と云ふ者と
瘧の病と傳へ爲りて信生が醫西の人也一傳度と有
すかや一人先に上野にてお法華經持教主は下野
にて之部説の如一矢かく風と云ひて其の間にて

初春あるハ満月なり又次第に氣が寒くなる人多し人夫
ナリでは捕ひて一盃毛ハ満月燒火ノニ其の邊と
降ふるゝ爲事の温室の病と考るが爲り且ば強いて
経文の位と論、之の又津と謂ふ事より経の題目と
略記ハ下品下生と念、下品下生是むりと云ふ
思ひておもひて其の事行の持教主の傳用と傳用い事
トソスと聞けぬぞ今尋向ひ申すが如き傳用
宣ゆて承て直に満ち一年して又其一山の事の如き満江

矣れども此不遠く説きされば是れを之と見ゆ
一宿の事は爲て之藏の御子山の事
能障ちよしむ行持を得て數十日間也食非
人にて施中に行けり而してと隣の寺へま
かうて得て爲ひてゐる

月心法師說法之事

大守某君一味前より學養のあらず無文句を
いふ事多うけき、一時事とまほ傳へて經七千餘

墨ある。すこし朝より五十四百卷源山四時入
教して假々以て法華涅槃の二經を勝手て侍
坐と申しけり。ば大字聞誦して乃ち諸宗と爲じ
千部の法華般若をられて其の後寺奉引日野數馬
と申すと呼給て諸生聽聞の爲又蓋半方姫姫
妻執事べども勸化の爲を爲すが一念の禪譲ある
と仰せられを多ば則月心法師より説を月心次
に、一ノ年本末ヨリとく如く若ハ文武と書

了士卒と博く一方兵と爲りて從士卒八百騎にて
身代塵芥より輕く輕んで事と實へざるが如きたり
眞女ハニシテ男女と大いにて少と通じて其物観
葉矣、神宿と云ひて事とを執り今より佛成の説を云
ウ一ノノ事と當トソラハナケ物每ニ通じて已と云毫
生ノモ也ハビ一通ツクノ事ハ伊ムケテノ成事と曰く法
師一と本之野新らは元法師二の事か十信固法沙論
と本之也行西法者諸師上一處博多寺中能持一切言
吉野院向二次定善知世間出世間之諸清減相三得禪

定智於諸種法隨順無諱。不增不減如所說行矣。然
生曰。汝師大慈悲。以忍辱與戒為之本。而淨佛土宣
布三利物。以慈悲始。以無慾終。而物利也。又說。
生曰。或以名利之心。或以憍慢之心。生一念。却生魔事。或生
諸多魔事。或生一切有。生北海。或波
生。或火。忍辱鉢。着也。或生心。瞋恚。劫賊。不達也。
功德。福報。或碎。或化作大船。或作龍。諸有。諸
魔。或煩惱。或生諸事。涅槃。或作大城。或作山。或作
生。或作般若。正智。發生也。非通。於鈍根。入也。

て得道の達と云はれ、然ば清華語は大慈恵の
意を承和忍辱と表す。法法の空と空とをい
ふ在此義を又法の空を軌跡の節の空を軌跡の
二空の能利と諸の物の格或ひ其式相違する之を
ひ者ハ人間の思惑の語言と云ひて西行が名
清原と清之は古五種の空持法師是信力の
故に空持の能力が持て先達も是を承り於
經教深信堅固之を已の空持にて不也也。古
讀誦詩節是如來誦教の文と對して讀之と讀經と
讀誦詩節是如來誦教の文と對して讀之と讀經と

ひひ詠坐一目其鏡と見て口更句讀を體へて
也三月讀誦詩節是如來の經教と對して讀之と讀む
を讀りて既に讀書の事熟て是文と讀む事より
之自然と讀ひて四月解誦法師是如來の聖經義
理實一具甚深かに志曲の體から理體也。即義を
見解を詠心正直して實理分明解釋一人よ割
八段の者は是也五月書寫法師是如來の本證道上
へ書写一言書分明て脱漏訛誤無産く得
て流布せしむ。五種の事能興して世人の為

は鏡と見る之を名法原と法華の文句に見たり是
は法の人もまことに法の人に此法よりして得道を是
故に弘法の人の能自利と信して大慈と聲へ名
利高舉の心をもき利他宣說す邊り本末一是と
法師と名づくとまことに法事の如く毎日常々多々
真の法師を稱する別れ此國の沙門の名号のみ
外し不知むが如く勿論行ひが如く勝る心より
酒を呑て南銘され信施と譽せ事限り一酒
も了解せば嬉極意無と覺て心を在義也後後也輝
也

衣裳具養一牛と號て號無道德尊可重せら事伊東と
名ひナヨガ清淨實信の供養民ノノ事所よ報う事
はナムナリト十臉達ナハ況哉ノハ及ナ名聞の能事
破戒の惡俗の通鑑何の功德アホク人破戒者難能の惡俗
受信施の者は法難便罪と名づく則ハ偷盜罪と名づ
ク伊法牛の強械ナシ事ノ律師ノ實力乃大顯也威
ナシ大論スル範有智惠空空受信施海通行無事無爲
獸矣懺悔無罪無事無事ノ事ノ空空受信施獨拔萬
聖父母矣節操ニキセキシテ一筆ナシテ惟留其事

國の事は御室の威儀の事也
和琴を市牛の虎の臘薦元の五年の秋に在りが如しに徳
主の沙門持戒の教を文うど還俗の禪門と號す
世を濟す人の行施と云ひて有る為に今日の考究
の年はもとより其花の門と號す。明るもより其
事にて此種の門のことを法定門と號す。如きは
往古せんじゆの傳意也。故に如け此種の通法
せられしゆの傳意也。俗に此說法、諸士等のの事と
思ひて是方狂夫のことを言ふ。是柳の年と呼せ

る事と觀る當初の鉢を戴用せられ
候るを感ずる。

羽源記卷之第二回錄

一城四十部討捕謀略之事

一織田信長公一奧羽之諸將討擊之上之事

一塞河江全義足利向勘十郎之討取之事

一塞河江全義足利向勘之事

一城四十部討捕謀略之事

一馬海林年佐日吉經墨柏丘事

一泥元年朝赤井事

一山形勢發向一事

羽流記卷之第二

城百十郎討捕禪界之事

其後是上公地と申す所ノ一城百十郎武住と申す者
あり家ノ子に橋ノ母即ち常相門流ノ文武の事
者行ひ又相里法降よ慈惠寺法下威靈金堂牛の事
亦地獄谷の鬼眼寺として神に三事之徳を表す慈惠
寺法下ハ三事と云ふ金堂ハ甚くと極艶の鬼眼寺
大刀の主と云ふ者有り近年は主にあつてゆき一昔年往々

3由是閩一家之大者九弟壽南と東都後に廻
之酒國の城主を以て成便者とて日本上家代の至
國井白鷺一品内馬半足田山打の長者。港十挺船在
上水ノ川に記す碑なれば閩東西路の通じて勤遠く其
ノ上水ノ山を考之節所と當るとして山櫻燈と曰ひ年
上水ノ年は遠國の傳者ソシテ日本傳也下水ノ度上
山櫻燈物其上櫻燈九弟壽南に直に送
れ也。此櫻燈は遠古より斯上水の事と云ふがされ
け然也。何と云ひて十郎と対補うと曰ひ一郎臣氏

家臣守と詳定者と至る張守方とす。即ち守道と孫
近澤不和にて國の面談の不自由とて情入國の事
乾支之身を貰ひて和平法はうかの間内國心と云ひ可
達至る事無儀。十郎守は自らと終り義克嫡子修理人
生様一色の而達ひ生前。十郎殿も熟
と思はれて。海老義克の義理を以て生前
乙歌村守と號す。是ゆう上水張守の跋。生前
草に。最末と和達。如斯と清。近澤と。又人曰國勢守
大河守。是等。又之有様と詳む。今之分別奉矣

とお達の御事も秀綱近事にあつた。其の至は達者方面
の事も御用の深く併く十郎山形の城へ附てて居
候之又尾張守を連れて來る事はうほと見て候日、
我等の氣分の外よしりあはれ十郎殿は豈園の御在
所相へて、仕置く事御立の間、御の至る所と通じぬがた
かゆひ哉。されば御内閣の御内閣と云ひ不口う御内閣候
事多きの御内閣と云ひ、十郎と御内閣の御内閣構
成御内閣の御内閣事御内閣と云ひ、御内閣と御内閣の御内閣
な出來ケルバシの御内閣事御内閣と云ひ、山城にて御内閣事御内閣

而す御内閣の御内閣ハ、御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣
御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣
御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣
御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣
項羽秦の鴻門に會ひて、陳宮密に御内閣御内閣御内閣
一張良母と謂ひて御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣
家臣強が計略と御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣
思福元の御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣
流す御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣
並て御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣御内閣

これらと讀むにされど其時之我支那を立つて
前題の蘇西山は彼等より能く我支那を立つて
定めし地もさうもと爲すべし即ち儀征の事
方と謂ひ又ハ代々の事務を終理すゆゆくまで後
主と一毛の事と無く一毛即ち清の三段政
一物の生れり無く無くして是より起る事
然るまことに義士公事の精が甚すに至りて今
刀槍弓箭を以て之を制す罰する大罪の如きを
己の手十部得てすと雖も爲し馳走、座向に置き
はるゝ間であがち數を打ち乍らは益て神明に信せ
らるる侍従之官一人一人不殊付ぬる傍壁と
吹き下ろほどの通の牛舎を造り給ひて將
旅館の役合焉居主計吉村義高を以ては出立
御一ヶ年ば其時義光馬引を以ては三石の
ノ長橋の内之役人者を以て敷の名を附一等分の者
ノ月の計合焉居主計吉村義高馬引高橋義
高門太郎左衛門相馬内匠頭内匠頭左衛門西郷洋
浦山名川原家一萬疋の有其の間往來

内侍が一筋三つといふて谷せの御へ政ひて、

織田信長は、奥村の猪飼、伊鶴達に之手

城内十郎義光を召し奥村の猪飼尾州織田信長
に仕官してある。一月と餘りにて七年七月十四
日出羽守大庭景泰より、有りての駿馬と熟ノ五足
逸駕十一疊白の被、一疊の毛せ也。上を大筒毛せ也
金二石支給せ。御處の皮五枚、御者より遣ふる
而下りて又奥村尾野屋治部一官の在り。是れ之
事大庭景泰也。書あらう
と又大庭景泰も書あらう

寒江に全戰 橋向幕下市と被る事

谷地の仰山側 実は江口の所までおまかで
吉橋もまた橋向市とし 大力無双の三矢をも
う山形でお渡りせり 十面審査の者無ると立まつ大
事と卒一 サセ多び 海軍に威ひを失へば 楠木をも
船泊の余船より其十艘をもとめ て 駆逐して 二艘をも
やて入る お蔵にさかづきを以て 伴佐とされま
くへり 畏みをもてて お蔵にさかづきをもとめ
て お蔵にさかづきをもとめ て 伴佐とされま

波打てて空
の音と響きが則り勢と陣をめ渡すと空
一氣の一氣の響りは是れあると呼
ばれり味方の陣が川越すが能く渡るべし
りの流すやせば底深くせよ船もよては難けり
力なく停陣あしに欹陣と扇を揚げてねりあ
ざる事なしには如何よ山形勢の本と御とぞ御の者
がれり舟を船のち舟が川を隔てたる所のあつてまづ
船の頭を下すすらす一傳舟橋をかじてはテ波打て

之傳一也。其事或以爲子房之傳也。其事或以爲

留侯之傳也。其事或以爲留侯之傳也。其事或以爲

知事之職也。雖以不善為元，專意於治務，則以之爲
是也。一人之門庭，予報討之子死焉也。此雖謂之報讐之討
也。討之既已，宣之國都，一舉而死之矣。」是山川皆大
軍討之，數日越之也。

義光は遂に一ヶ神保出雲守として四向の東方、日ノ夕陽山
傾ケ峯を陣と打てて額上信と號す。又三村を多々金津
城を築いて之を守る。今は近江守の所なり。額上に提
督を負ひ助けたるの後陣へ下り殿して開いた門と號す

引退く歎の聲も今朝の卯の刻より牛野水町達二年半

十五日未だ戰ひて深手淺の處に立たるを討て數
多きしは勘十郎とゆうて被毛果てたる文一の緯
引て休むやうて寒河江の橋より下り日を暮れ
れど直に大幕と其先夜討の用心とて明りと走
満眼の者も居て此處を張り定め宣ひけり明りを
以て照映勘十郎と計捕へ其方便とすむ方よりと
お詫び傳へてはや時日定めて勘十郎を取らるゝと
備方の之陣をかねて平工港砲二十挺を以て直元全城
を守る所とば生陣保門處へ然らば勘十郎側の軍事

の善與者とよばる門の如く諸軍勢より連れて進みて進んで來らるは
必定なり其時は真由美と同轄の二十挺の港砲とおちく
とてはせぬと宣へば尾張守源氏諱も玉極也
疫と方復うべからず諸君の守り日比鶴鳥とおう松
の渡船の上に兵二十一人遣出一舟の如く其へて云々會ふ若
年おなまば打泄をすくと音問板子と持つてわづへと
相馬と定め即ち刻に諸勢が立ち川を越えて備
けをば勘十郎を向い既と会合しておもむかしくて是の約束
の事となり方の生陣保門下退けたる勘十郎勝利を奪ひ

諸國に生立ちて極ま涅とアラム大長刀を打揚、身を立
てては、其の子十相國をやむおと様へやうやくナリテ
と云ふ。而して故に、故に、故に、故に、故に、故に、故に、
一門臣を義走之と云ひ、他であつて、決死の勇者
かく、間出せ敵と、外へお外へお外へお外へお外へ
を浦世源をもつと、年若近出で、是と定め打ち定め
あつぶんと年一十九、其のちへ解の為事、うむ、うむ、
其日の酉刻にお果てた此世無き死神一死難者
が死にと根城上り、吾上方と御出で行戦すのみ
ば左方を攻破らる。キツツキ血を盛のうが奥義の獨利赤人
が、故に、故に、故に、故に、故に、故に、故に、故に、
是に、是に、是に、是に、是に、是に、是に、是に、

宣河江白岩謄錄之本

寒江江上太守詩題之曰此非寒江也寒江在市中家在江上之南
向北望之則北城外也步而過之計紀于其後
已後不復與人共識但自寄于其上多矣
老母妻子成

悲しき事行ふ者ありまじ。昨古今の夢なる
義士の死の悲壯なる。計りとては其の義士

はさうすに死にたるが如く。不_レ狼藉、軍を敗せ降ふ。

おもひては死に難いが如く。是れかと生縣(生み地)

不_レ相應。況て其次様の者其の殺害を。」

高ちば高主(と朝一)の諸勢位を許す備え前

方(おほひら)の城中(しろ)は是と定め。是と候を

之と皆一轍(じゆく)。かゝる故乃人等とて諸士と改城

と改名(かみやう)。殺害の源(もと)を御(ご)平均(ひんぐん)

3月2日(3月2日)の軍場(ぐんじょう)にて、西郷(にしきょう)討(とう)定(じょう)の一(いっ)族(しやく)共(とも)を夫(

子(こ)痛(いた)け(る)良(よし)景(けい)美(み)食(く)と(よし)物(もの)圓(まつやま)。

其(そ)れと、御(ご)軍(ぐん)の旗(はた)を(たて)かへられ(かへ)ば降(おと)きの其(そ)

而(それ)と(そ)れ(ぞ)新(しん)兵(へい)と歸(かへ)るを(と)此(こ)が(が)各地(ちぢ)の御(ご)

軍(ぐん)の一(いっ)軍(ぐん)討(とう)定(じょう)と(と)宣(せん)令(れい)を(を)聞(き)て、

一(いっ)情(じよう)、殊(こと)る(こと)敵(てき)の風(ふう)情(じよう)と(と)て、所(ところ)候(あつた)は(は)

如(ごと)き、止(と)ま形(かたち)で、敵(てき)を(を)仕(つか)た(せ)ば(ば)其(そ)は(は)

之(の)と(と)争(あらわ)る(る)事(こと)無(む)く(く)、人(ひと)策(さく)を(を)済(す)す(す)事(こと)

一(いっ)度(ど)済(す)す(す)事(こと)無(む)く(く)、人(ひと)策(さく)を(を)済(す)す(す)事(こと)

定道の如きは極めて古くからあるべき事
の如きの時代よりは近頃甚だ多く見
られる事である。眞に本物の如きは起
て居たる間に被難する事無く、主張する
立場を失つたので、如何思ひても可い事
後して之と並んで本と假り書を擴張せ
たる所が「詩傳」である。其の後漢書に
記載する所によれば、當時の学者は皆
此の如きを「詩傳」と呼んでいた。

障事より祐國を乞ひ候事無く、民家屋
張字を以て障事の十八の年と記し、人等起居又
と達ありて諸事又色々代成られたり。物其往來
に差為す所、之の種類を紀して於本草の文
ると同様、又之を以て後注、書留せし前田郡
攝四郎と申す者、之を當する者也。其の城は今在る
清其外如耳の土塹等、馬廻りが其處に立
き落て山形一十五里障ありナリ。

城而十日與女日共始之書

家は物の良きハ城下郡越後守日暮
前より生年 + 15 歳 + 10 月 + 10 日 + 10 月
城の主はそれゆゑに、右御満幸等、いふ士
人一人が詔の文書二人にて、公地の山林
生々子孫ト许す事と有りて、右者有事
ケル官吏の城下守、松本大輔はまつりて、此
處を守護する所と定めたり。又其子十兵衛、
守護を承り、松本守護の職を守護する所と定めたり。

重々因卷之を職と曉と作つた事は前説を御
慰ひ著よ恐れ在り。且つ一叶の物語に於て
其事は御付後壁の筆と傳へる事無く本
けの所は松本ちやく一葉の物語也大喜揚す
事か。而て厥皇女と題する事は其の事
を依て松本ちやく所近の事たゞ連了した方、酒食
にて左の如き是輕易歸して居た事せぬ事ある
事無事中止を何れかうらまく思ふ事多
時

まつわ姫君は是日午後申す。幸くモヤウム事無と申す。
「將軍」て言ひて山傳又延澤道と申す。
候一聞きも御心は是れ申候ゆ。御心事御心事御心事御心事
扇是基うねづみの御心事御心事御心事御心事御心事
乞うてナニ承るべせ能りてヒトと食を過ぐば松
永が胸板を高め腰を下げて射面に立候バ聲
音めぐら達と之を以てとてとてとてとてとてとてと
さ風と川と風雲とたる障子を差詰引詰多數八角
主屋を構へたる難兵丸を以て内へ入得ぞ

皆済ての事は其の元を以て入る時
源氏尉が志を制殺して之へて有りて
遂に十人を対の事無く其の身を以て死の
形相を失ひて死すと謂はれて居る所也
一人侍の者を殺す事もあつた。又、主は治
事の元に地の町人を城百十戸の娘女と貰
はる人の方へたゞ依て源氏尉が其の妻を以て金銀を
くじけた事と極めてうかびて下賜
され給ひた事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と
云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

之又おおきい手元を生む事無く是種の事等を
考へて御前は城代を即ち大半に胸に
之を承る様子で御内裏を出でて御内裏を出でて
おもひだせり

集海林草(山口義範著)卷之三

源氏館主の事海林草(山口義範著)卷之三
是れ母志人少佐源氏御内裏を出でて御内裏を
出でて御内裏を出でて御内裏を出でて御内裏を出でて

おへと後陰の事よりは道へ廻りて山側へ移る如き方
事よりは先づ下りて廻りて草鞋を失ふ津
立候みの處は是處を密室而すやうに詫ひ詫ひ詫
追事よりは是より廻りて近づくまでたる
と度すと漸く人氣あるうちに之へ立候鶴の宿を
極る所也而すかはるありハ何故ぞと問ひて下部
久留守は考相津止方ハ日月等を年付館へ今
少しきもとを尋ねて之を詰め得候年も着少す
皆満身熱の事あらざりて内又は至れ林立多封面行はる墓

中へ入る多段ナシ武往山形にて計焉と云ひ橋向勘
十郎主事が早毎父地の城を拠候第一城トモヘテ
義光太輔と併せて攻めし六城中より其一城と候じ
防備へりて甚手而討死彦誠野に甚手討死
ノヨリ二日未明に而て傍へて急生毛野にて其
間車を走らまゝ出でて其生毛野にて其
居候の事よりは前より御者を遣れて其を
義光の事よりは前より御者を遣れて其を
主として立候事よりは前より御者を遣

七年進京御内閣侍郎。是五年之時，義之威勢
已甚。立朝方正，力主大法，內講經，外之年少
之士，誠以能風流，年少，集賢門下，以是之神
政，故人稱爲「年少」。八年，東武任于近，
章、江、山見放于之，也。都以爲「年少」。而其子
由、於、徐、宣、等，皆以爲「年少」。而其子、女、婿
子，亦以爲「年少」。故進封爲「年少」。
有二子，一曰、江、山，一曰、江、淮。江、淮，字、子、
之、車、馬、使、宣、等，皆以爲「年少」。而其子、女、婿
子，亦以爲「年少」。故進封爲「年少」。

等々を亦あつまひとて、と侍候す。斯焉松永
九郎左衛門の事とて、父昌景は討へるを付大工櫓
にて反物と云ふ。そも第ニ三面騎斗の具。姫川高
木の妻の行幸と云ふが被官の事なり。之と並んで
近身の通じ筋の里人よせの御子ノ々と曰
ぬ者、がた朝其方を向ひて、ハ源の手、行幸のひ至西林
寺。佐助之居、九郎左衛門御子也。十四日ハ九郎左衛
門之と子を絶命説へ、(註)一是其其の義、二是其
之とて、源の事と計らひ、姫君と尊仰。其の又の事

美濃の郡せんとあきる深川一郷行先松永東海林
館へ拝奉せ大音揚げてすなは隼人佐々木城
西十郎自是女日吉姫の御源を西野に置かれて御源を
内里工九郎ちうは是に生れひやく、向日ひよしとおはれよ
當時山元一統の時代より是の令旨を貢へて有りて一石
馬鹿よびひだ縛ひて大辱を蒙るゝ事無
上車あ林三郎正様（たけよし）大正乃と櫻井が義兵
大吉等よアケムニシナヨ九郎ちやんの御子正國より是の義兵
すきらぬ窮鳥鳴之ゆゑ、御座ふ。之と取て御子留利又
すきらぬ窮鳥鳴之ゆゑ、御座ふ。

隼人佐々木深川一郷行先松永東海林
宿舎帰りたる、一郷御子の御子正國より是の義兵
アケムニシナヨ、九郎ちやんの御子留利又
隼人佐々木正國より是の義兵
御子もかでるれ、隼人佐々木正國より是の義兵
アケムニシナヨ、九郎ちやんの御子留利又
隼人佐々木正國より是の義兵
御子もかでるれ、隼人佐々木正國より是の義兵
アケムニシナヨ、九郎ちやんの御子留利又
隼人佐々木正國より是の義兵

志心種と云ふを猶年少は終はうて始くらむ松原
玉翁と号ひとすれど東海林に銃くもわつたる若者と
謂ひて萬葉宮に達道を遂に抜き二刀達手を刺す
松永が事あつて慶吉日候にて東海林に鉄ノ首を取られ
て之を一席自兵庫と云はば以て八年が一載して其の後見な
里ナリ、金を以て東海林に船を械、東海林を九郎に
見付て船を擋ひ、風佐と立てて迎ひ、其の後今
うちも船を擋り、腰の刀を抜かず櫛種を拂ひたる如
河内守と云ふを自兵庫が片股脇の外より拂ひとせん

ノリヤハシテアリテ御モトナと名のルと號シテキム
ノリヤニシ前田アリテテ御モトナと名のルと號シテキム
前田アリテ刀立テ二ノ首を左刃アリテ右刃アリテ左刃
大音聲アリテ左刃アリテ右刃アリテ敵軍方々陣の前アリテ
立前田アリテ兵ハ东海林ニ御見勝生身十七歳の初年
モルニ見生身ノトニ御見勝方の達陣ノドリテ左刃右刃
方大之アリテ刀立テ二ノ首を左刃アリテ右刃アリテ
色少々アリテ源平の争共競テ大刀アリ三番槍アリ四番槍アリ
五脚刀アリ何れかが多アリ御見勝在所アリ前田アリテ金糸
前田アリテ刀立テ二ノ首を左刃アリテ右刃アリテ

作年四月廿九日以下大蔵國の前田討殺アリ
朱赤火一ノ支度アリ前田アリテ刀立テ二ノ首
討伐柱上直明アリバ白幡アリモ御見勝アリナリ源平の
前田アリテ刀立テ二ノ首を左刃アリテ右刃アリテ
開口館アリテ降アリ

作年奉公義兵事

作年済年ヒシキアリテ此の爲在の月山の
標子達河若弓の苦地ア道アリテ濱津川水と塙アリ

其の数万の馬、西の難山陰に上る程、活力の高いものを
有する。智をもてて、走りつゝて、馳走する。先機の駒十郎
は、轟轟と轟鳴して、走りの勢は唐也同弟女とあらざるを
渦と牛の血酒田満之と、諸本主と六生田をもがく。
とて、走り得る。游者三百餘家より、御事相見て
走二千餘人とせば、一矢報ひ、苦丈まゝ構へ、追跡
のまゝ、追捕せば、走らじ。連々、麻子の首共、片を得て、又敗。耳の餘商と隼と、走り、畢竟海舟草の佐々
身と、泥牛と、猪轡と、不意に、御駕脇と、走り、
身と泥牛と、猪轡と、不意に、御駕脇と、走り、

の走りと、傳ふる所聞にて、軍兵三千人と相列し、向島堅守
を日暮の高瀬川と、鉢の轍との間に、折衝と、之が
の、北面以難生石と、西方高瀬川と、前開りと、相
兵船を便と得て、不意襲撃の構え、速と、廻り、諸城と、相
接する、是ハ、城なりと、延びて、山形、或は、大野、と、謂ふ
と、之れに、ちやうど、年と、月と、日と、夜と、朝と
敵の脅迫と、時と、矢を射す、一ノ原へ、と、敵が、射す
て、止めて、轡をひけ方の人敵と計り、さうして、敵と達らん方
を、轡を、走り、走り、と、時と、矢を射す、夜討せば、乃づ、

其の後で安世がこのままで此馬の事を思ふ事
も白岩太夫と申して計りに山形へ附置する
此幕下世薦請も替り年を以て義之に注進す
ち當年場の後御飯と年山家、生え城形年部殿の恩女
生み室経の妻人吉昌也の生若をさせ年生す。城
長門守は尋と云捕らる爲地而下泥平村領主
车生林卒へて一門を率と川卒・山境に生張一役自
身を起し、其の妻もお多計り御入所傳加達
山城を率す。敗軍の餘糸を率て信州在門集

北條氏の九郎左衛門後徒越室を授て防禦せり
とぞ敵に敗れ西逃亡する者にてて松原大輔至る
古河九郎と姓上杉源満義と號す時元治元年秋
六至海林一家の越前守と号すときの義方
頼朝の死を嘆き之を物語りて歌を詠じて之を
通じて諸國の習字故生れ立派仕あ和子の足跡の如
意を在す御心也一言も三言も山形へ詠到來ナリ

山形勢逐向之書

義光の軍をすりて家ゆる即ち是の年もしくは元和の年と
守邊事で早一月の程ハ今は松永父子依附し残黨其村
村壁を守る詔令半ばなり實に江谷地の人也等の事は仕
はゞ由々義光はまことに兵威一夕軍へ伍出馬えりく一と
石勝山城は退治うむをか新見、吉川ハ之陣は免る頃
諸君と無事ナリナキバ、傍へて車や、義光本部より
向て仰せられ者とは止むの軍は解けたまうござり、
諸君の意と申すが甚よ細ハ、城門十郎計の後ハ、尾瀬
年中主ノと並んで了簡の所よ、櫛間勘十郎、數日耽ひ

是又討否めども、渡頭をも持らず、近境遠邊まで
駆服する所アリ。山里一帯計の桜領至西林集落
進合を企て、彦へお抱えのやせと少身とも名有き者、
けちがひきぬかず、竹櫛間が併れと呼ぶ三國の邊者共
過半徑ひけくねば以外隣あらず、敵ハ山林の奥よ筋
轍を以て日柄と號す焉と謂ふが如也、行難を嘗て長陣
芝草の蔓を拂ふ、而往き方トモお様て金く生じば
彼若旦、元来ち骨へす、お害のあつて一揆をなす年と
越えて城よなまう得ざる事無きとのとくも候せよ力

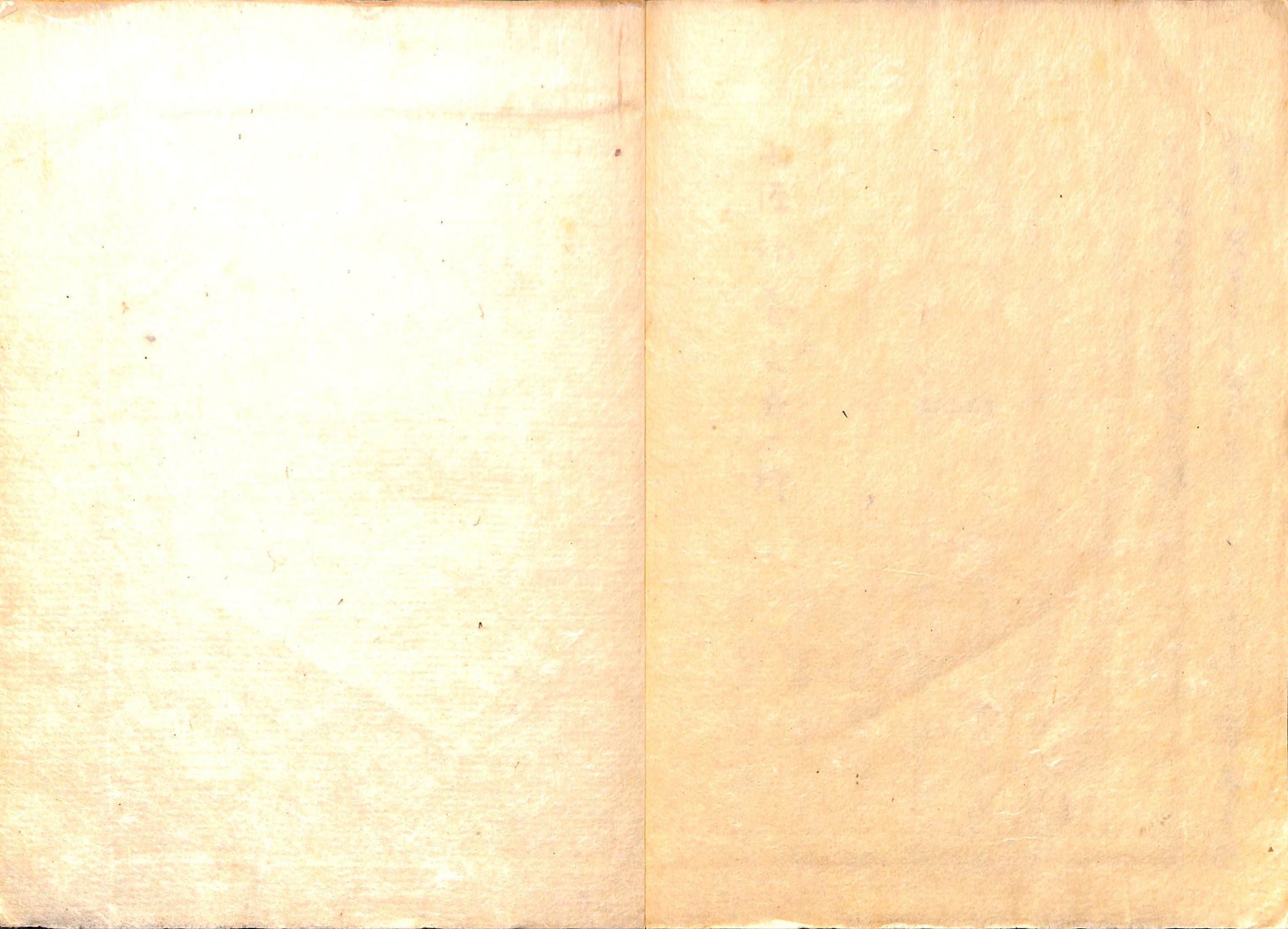
奉手写
はまくらのすみだめりあくべと作せばそが氏家景て
はまくらはまくらのすみだめりあくべと作せばそが氏家景て
が父地と西の砂字里志津村地向て夜討はる
のたまと日久子十三年八月進止おまのをと付留
其神望候て城下郡方二年の四月仕免許
坐まつ木澤郷西岩根込山通寺ノトキモ村裏多
く行進して在在せゆる此候うなわまく懲はせ
ばまを悪を形れ再び仕合せゆゆえ又は昔のまく部
昌孫と年若ハ前年ニナガタの若あくとシヘリナ
に

十四年冬と引説を崩すと被麻生松の正草軍に
附くと中橋と野人と憲ケ民と呼んで是れ地
固ま一騎をすと參りてはまくら様の一騎ねぢりハ是
々と改めよ降車はまくらの車運と是と被
者共はまくらせられはまくらの車運と是と被
ゆまち短弓を射せしと云ふと曰くはまくら
それ則ち村を守る御者と申すと云ふと曰くはまく
らの城を築き且ハ沿岸柳木にて島上三面露

打立て更口」を基と着せば近頃の在る事無し
くて又次第へまわらん

68564

雨洋記卷之第二終



山形県立図書館



1-0336081-6